

全国公的扶助研究会規約

(前文)

公的扶助研究会は、わが国の社会保障の根幹をしめる公的扶助制度を中核とする社会福祉の基本法を取り扱う福祉事務所に働く福祉労働者、ならびに関連職種の労働者をはじめ地域住民と共に、普遍的な人間の尊厳と可能性を信頼して、国民の生活の向上と人格の発達に努め、併せてわが国の社会保障の拡充と民主主義の発展に寄与することを目的に活動する自主的研究団体である。

これらの目的をはたすためにわれわれは研究活動の原則として、日本国憲法と地方自治法を遵守して、世界人権宣言、国際人権規約をはじめとして国際的な人権保障の条約、宣言にのっとり現代社会がうみだす貧困を基礎とした、さまざまな生活問題と人格発達の阻害状態に対して、全ての労働者と共にその問題の現実的解決と抜本的克服に取り組み、正に健康で文化的な生存権を具体的に確保し、かつ民主的人間形成に努めるところにある。そのためわれわれは自らの社会的責任と役割を常に自覚して、その業務に要請される科学的、専門的な資質の向上と職業倫理に徹するために、個人的・集団的に相互研鑽して、本会の目的達成に国民的支持と連帯のもとに幅広い活動を推進するものである。

(名称)

第1条 本会は、全国公的扶助研究会（略称「全国公扶研」）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途「事務局業務委託契約書」に定めた場所におくこととする。

(目的)

第3条 本会は、憲法25条が定める生存権と同13条に定める幸福追求権をはじめとする基本的人権をすべての人々に保障する科学的・民主的な生活保護行政と利用者本位のソーシャルワークの実現及び、社会福祉の理論と実践の研究を行い、さらに社会福祉従事者等関係者の社会的地位向上をめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- 1 「全国セミナー」の開催（年1回）
- 2 機関誌『季刊公的扶助研究』の発行（年4回）
- 3 シンポジウム、研修会、研究会などの開催
- 4 各地のブロックセミナーへの支援
- 5 調査、研究、出版活動、各種の提言を行う。

(会員)

第5条 本会の規約に賛同し、入会手続きを行い、所定の会費を納める人は、会員となることができる。

(会費)

第6条 個人を単位とし、年額6000円とする。年度途中の入退会の場合においても、日割り月割り処理は行わない。

(会員の権利、義務)

第7条 会員は、会の目的達成のために、以下の権利、義務を有する。

1 権利

- (1) 総会に出席し、発言し、評決に加わること。
- (2) 会の運営に参画すること。
- (3) 全国セミナーその他、会の主催する事業に参加費割引で参加し、関係出版物の割引を受けられることができること。
- (4) メーリングリストでの情報発信・取得・交流

2 義務

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 組織拡大に努めること。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、別に定める手続きを経て、会員資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があった場合
- (2) 会費を2年以上滞納した場合
- (3) 会の信用を失墜させる等の行為を行った場合

(組織)

第9条 本会に、議決機関として総会を、執行機関として全国運営委員会をおく。

(総会)

第10条 会長が年に1回総会を開催するものとする。ただし、会長または全国運営委員会が必要と認めた場合は臨時に総会を開催できる。

2 総会は、以下の事項について討議し、決定又は承認する。

- (1) 事業計画及び予算・決算
- (2) 全国運営委員及び役員の選任または解任
- (3) 規約、事業内容の改廃
- (4) その他、会の運営に関する重要事項

3 第2項に定める決定・承認は、出席者の過半数（規約の改廃は2/3）を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(全国運営委員会)

第11条 全国運営委員会は、総会の決定に従い、会の業務を処理する執行機関としての役割を担う。また、総会に次ぐ、会の議決機関とする。

(全国運営委員)

第12条 全国運営委員は、担当分野の執行役としての任務を全うし、会の発展に努めることとする。

2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 委員は、第14条に規定する常任運営委員会が推薦する者及び、会員からの立候補者の内から総会において選任する。

4 委員の定員、選任方法については、常任運営委員会が定める。

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

会務を総括し、会を代表する。

(2) 副会長 若干名

会長を補佐し、会長に事故あるときまたは、欠席のときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長 1名

会長の指示のもとに、会の事務を処理する。

(4) 事務局次長 若干名

事務局長を補佐し、会の事務を処理する。

(5) 会計 1名

会の会計事務を処理し、会の財産を管理する。

(6) 監事 2名

会計及び業務の監査を行う。

2 役員（監事を除く）の任期および選任については、第12条第2項から第4項を準用する。

3 監事は、全国運営委員以外の会員から選任する。任期および選任については、第12条第2項から第3項を準用する。

(常任運営委員会)

第14条 前条の役員の内、監事を除く委員で、組織する。

2 常任運営委員会は、総会・全国運営委員会の決定に従い、会の日常業務を処理する。

3 会の日常業務を契約に基づき、外部に委託することができる。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、機関誌購読料および寄付金等その他の収入でまかなわれる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

3 年度毎に収支決算書を作成し、会計監査を受け、総会に報告する。

4 年度毎に予算書を作成し、総会で承認を得る。

(運営規定)

第16条 運営の具体化については、全国運営委員会において定めることができる。

附則

1965年6月13日 制定

1977年9月11日 改正

1995年3月12日 全面改正

1995年度に限り、会計年度は3月12日より始める。

1996年4月14日 一部改正

2005年5月22日 一部改正

2007年6月10日 一部改正

2015年5月24日 一部改正

2016年5月22日 一部改正

2020年8月2日 全面改正

2022年5月29日 一部改正